

医療費控除を受けましょう！

— 給与所得などの源泉徴収票の添付が不要になりました —

病院の治療費や薬代など1年間に支払った医療費が10万円を超えると、その超えた分が医療費控除の対象になり、申告すれば納めた税金の一部が戻ってきます。

確定申告で医療費控除の申請をしますが、申請する際の添付書類が以前よりも不要になっています。医療費等の領収書に加えて、2019年4月1日以降は給与所得、退職所得等の源泉徴収票の添付が不要になっています。添付不要になりましたが、領収書や源泉徴収票そのものが不要になった訳ではありません。また領収書等は5年間の保存が必要ですので、ご注意ください。

2019年分の所得税の確定申告は2月17日か

ら始まりますが、医療費控除のような還付金の申告は、1月1日から受け付けています。

申告方法にはインターネットを利用することもできます。「e-Tax」の場合は電子証明書取得など事前準備が必要です。また、スマホやタブレットからの申告も利用しやすくしたようです。

医療費が10万円を超えなくても、12,000円を超えて対象医薬品を購入した場合、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を受けることもできます。

医療費控除の申告をすることにより、次の年の住民税や保育料が安くなる場合がありますので、ぜひ申告してみてください。

<どのくらい還付される？>

○2019年分の病院・診療所・調剤薬局・薬局の領収書と源泉徴収票を用意します。

医療費控除は世帯単位でできます。

1人分では10万円を超えていなくても、夫婦・親子等（扶養家族でなくてもOK）で合算して10万円を超えていれば、医療費控除を受けることができます。

○医療費控除額の計算方法

$$\left(\begin{array}{l} 1年間に \\ 支払った \\ 医療費の総額 \end{array} - \begin{array}{l} 保険金などで \\ 補てんされる \\ 金額 \end{array} \right) - 10万円 = \text{医療費控除額} \quad (\text{最高 } 200 \text{ 万円})$$

※所得の合計額が200万円までの方は、“10万円”を所得の合計額の5%に置き換えます。

「保険金などで補てんされる金額」とあるように保険金などが支給された場合、医療費から差し引かなくてはなりません。具体的には以下のようなものがあります。

- ・生命保険契約などで支給される入院給付金
- ・健康保険などで支給される高額療養費、家族療養費、出産育児一時金など

計算例1)

○年間所得：350万円、
○1年間に支払った医療費の合計：30万円
○保険金などで貰った額：10万円
(30万円－10万円)－10万円＝10万円

計算例2)

○年間所得：198万円
○1年間に支払った医療費の合計：30万円
○保険金などで貰った額：10万円
(30万円－10万円)－198万円の5%＝10万1000円

★計算例の10万円や10万1000円が返ってくるわけではありません。計算で算出された金額は、医療費控除の対象となる金額で、これをもとに所得に応じて還付金が決まります。

年収額の高い人が申告を行うほうが有利です。

医療費控除の申請によって還付される目安になる金額は以下の計算式で算出できます。
 ※課税所得金額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から「所得控除の額の合計額」を差し引いた額です。

医療費控除額	×	課税所得金額	税率	=	還付金の目安
		195万円以下	5%		
		195万円超～330万円以下	10%		
		330万円超～695万円以下	20%		
		695万円超～900万円以下	23%		
		900万円超～1800万円以下	33%		
		1800万円超	40%		

所得税の税率

計算例 1)
 ○年間所得：350万円
 ○医療費控除額：10万円
 10万円×所得税率(20%)=2万

計算例 2)
 ○年間所得：198万円
 ○医療費控除額：10万1000円
 10万1000円×所得税率(10%)
 =1万100円

※住民税は年間所得を基準に計算されるため、医療費控除によって年間所得が低くなると住民税が安くなる可能性もあります。

<医療費控除の申告手順>

○2019年分(2019.1.1～12.31まで)の病院・診療所・調剤薬局・薬局の領収書や源泉徴収票などを用意します。

- ・医療費を証明する領収書やレシート **※提出は不要**
- ・給与所得などの源泉徴収票 **※提出は不要**
- ・還付金の振込先情報、印鑑
- ・マイナンバーカード※通知カードの場合は運転免許書など身元確認書類も必要です。

○手書きの場合

- ・申告書もらいに税務署へ
- ・国税庁のサイトから申請書・明細書をダウンロード

○インターネットを利用

★「国税庁確定申告書等作成コーナー」へ

<https://www.keisan.nta.go.jp/>

- ・作成コーナーから申告書・医療費控除の明細書を作成できます。
- ・「印刷して提出」するか、「e-Taxで提出」するかを選択します。

【申告書に記入】

- ①集めた領収書を基に、病院や調剤薬局ごとに集計し、「医療費控除の明細書」に記入します。
- ②申告書に添付してある「給与所得者の医療費控除記載例」を参考に必要事項を記入します。

【印刷して提出】

作成コーナーで作成した申請書・明細書をプリントアウト

【e-Taxで提出】

- ・「e-Tax」で申告する場合は、電子証明書の取得など事前準備が必要です。
- ・①マイナンバーカード方式、②ID・パスワード方式があります。
- 【e-Taxホームページを参照】
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

○住所を管轄する税務署へ申告書を提出

申告書は、直接税務署に持参・郵送してください。住所を管轄する税務署がわからない場合は、国税庁ホームページで検索できます。

【国税庁HPから検索】

<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

○WEB画面から送信

- ・自宅からネット提出(送信)できます。
- ・確定申告期間中は、24時間e-Taxでの提出(送信)が可能です。
- ※スマートフォンからも申請できます。

☆2018年より前の医療費控除の申告を忘れていても、5年前までさかのぼって申告することができます。

☆確定申告の特集ページ：<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>